●外来感染対策向上加算について●

当院は新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱外来を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定 されています。

https://www.pref.miyagi.jp/documents/47121/20250428sinryouzyo.pdf

（１）院内感染対策に係る基本的な考え方 院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう取り組む。

（２）院内感染対策に係る組織体系、業務内容 感染防止対策部門を設置し、院内感染管理者（管理者）を配置した上で、感染防止に係る 日常業務を行う。

（３）院内感染管理者の業務内容

①１週間に１回、院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対 策の実施状況の把握・指導を行う。

②院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直しを行うとともに全職員へ周知する。

③院内感染対策に関する資料を収集し、職員へ周知する。

④職員研修を企画・実施する。

⑤院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

⑥仙台市医師会が定期的に主催 する院内感染対策に関するカンファレンスに年 2 回以上参加する。

⑦仙台市医師会が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に年 1 回以上参加する。

（４）感染性疾患への対応感染性の高い疾患が疑われると医師が判断した患者様は、一般診療の患者様と動線又は 時間を分けた診療を行う。

（５）抗菌薬適正使用のための方策

（６）他の医療機関等との連携体制と連携し、院内感染に関する カンファレンスへの参加、新興感染症の発生等を想定した訓練への参加、院内の抗菌薬の適 正使用に関する助言を受ける等を行う。